入　札　説　明　書

1　入札に付する事項

(1) 広告物を掲出する施設の名称、所在地及び掲出場所等（詳細は別紙のとおり）

名称	所在地	掲出場所	広告物の種類
愛知県名古屋飛行場	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字幟立２番１	ターミナルビル到着手荷物受取所の壁面１箇所	電飾看板を用いた広告物

(2) 募集する広告取扱者

自ら広告主を募集し、広告物を掲出しようとする者を対象とします。

(3) 契約期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日までの１年間。ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の公募条件を変更しないことを前提として令和10年４月１日から２年間を限度に、１年を単位として更新することができます。

(4) 行政財産の使用許可

落札者は、愛知県公有財産規則（昭和48年愛知県規則第23号）に定める行政財産の使用許可を受け、行政財産の特別使用に係る使用料条例（昭和39年愛知県条例第28号）に定める使用料（以下「使用料」という。）を本件入札において掲示する金額とは別に支払う必要があります。

令和９年度における予定使用料は64,020円（予定年額）であり、次年度以降は相続税評価額により金額を決定します。

また、電飾看板の電気料金の実費についても落札者の負担とし、愛知県名古屋飛行場の指定管理者（以下、「指定管理者」という。）が算出し徴収を行うため、指定管理者が提示する方法により、納期限までに全額納付してください。

(5) 広告内容の基準等

広告取扱者は、県が定めた愛知県広告掲載要綱、愛知県広告掲載基準及び施設が定めた基準に基づき審査を行い、行政財産への広告物の掲出に関する要領に定められた方法に基づき、事前に承認した広告物のみ当該物件に掲出することができます。

また、広告取扱者は、広告の掲出に係る一切の責任を負うものとし、広告物の掲出後においても、適切な状態に保たなければなりません。

(6) 入札方法

ア　入札者は、(4)に示す使用料の他に、県に支払う意思のある金額を提示すること。

イ　落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札に参加する者に必要な資格

(1)　現在、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2)　過去３年間、地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定に該当しない者であること。

(3)　この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年６月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

(4)　愛知県の入札参加資格者名簿（令和8・9年度）の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」、小分類「02. 広告」、細分類「01. 広告企画・代行」に登録されている者であること。

(5)　入札公告の日から開札までの期間において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。

3　入札説明書及び契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場（県営名古屋空港敷地内）
愛知県名古屋空港管理庁舎３階
愛知県都市・交通局航空空港課空港運営グループ

(2) 日時

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 12 月２日（水）までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4　入札参加申込みの受付の場所及び日時

入札に参加しようとする者は、事前に広告物取扱者申込書等の提出が必要です。

(1) 場所

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場（県営名古屋空港敷地内）
愛知県名古屋空港管理庁舎３階
愛知県都市・交通局航空空港課空港運営グループ

(2) 日時

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 12 月２日（水）までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和８年 12 月２日（水）午後５時必着とします。

(3) 提出書類

入札に参加しようとする者は、広告物取扱者申込書、誓約書のほか入札保証金の免除を受けようとする場合にあっては実績書の提出が必要です。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

5　現地説明会

(1) 集合場所

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場ターミナルビル３階会議室

(2) 日時

令和８年 11 月 17 日（火）午後２時から

※ 掲出場所については、空港区域の立入制限区域内にあることから、参加する者の氏名、年齢、住所及び所属を令和８年 11 月 11 日（水）午後５時までにメール又はファクシミリにて連絡してください。

連絡先：愛知県都市・交通局航空空港課空港運営グループ

電　　話　0568-29-1604

メ　ー　ル　nagoyakuko@pref.aichi.lg.jp

ファクシミリ　0568-29-1801

6　開札の日時及び場所

(1) 場所

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場（県営名古屋空港敷地内）

愛知県名古屋空港管理庁舎４階　第一会議室

(2) 日時

令和８年 12 月９日（水）　午前 10 時から

7　入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額（税込金額）の 100 分の５以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 152 条の４に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を、開札期日までに納めなければなりません。

ただし、財務規則第 152 条の３の規定により、全額又は一部の納付を免除されたときは、入札保証金を必要としません。

8　入札方法等

(1) 入札書の提出方法

ア　入札は、入札書（別紙様式４）により作成し、封筒に入れ封をし、かつ、その封筒に「令和８年 12 月９日開札　愛知県名古屋飛行場における広告物の掲出の入札書在中」及び「入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者名）」を記載してください。

なお、郵便、電報、ファクシミリ、電子メール、電話その他の方法による入札は認められません。

イ　入札者は、提出した入札書等の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

(2) 入札の延期等

入札者が連合し、又は不穏の挙動をする場合において、入札を公正に執行ができないと認められるとき又は、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがあります。

(3) 代理人による入札

ア　代理人が入札する場合は、開札時までに委任状（別紙様式５）の提出が必要です。

イ　入札者又はその代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(4) 開札

ア　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない愛知県の職員を立ち会わせて開札を行います。

イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。

ウ　入札者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。

エ　開札の結果、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格に達した価格の入札がなく、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再度入札を行います。（再度入札は２回までとする。）

なお、再度入札については、開札に入札者又はその代理人が立ち会う必要があります。

11　その他

(1) 入札の無効

財務規則第 152 条（入札の無効）に該当する入札は無効とします。

通貨：円（JPY）　言語：日本語でない入札は無効とします。

(2) 落札者の決定方法

ア　入札参加資格の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が財務規則第153条第１項の規定に基づいて作成された予定価格以上で、かつ、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、入札者又はその代理人がくじを引かないときは、入札事務に関係のない愛知県の職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。

ウ　契約期間中に、施設設備のLED化に伴う改修工事が予定されています。
　　工事期間中は電飾看板を消灯し、掲載できない可能性があります。

(3) 代金支払方法
　納入通知書による一括納入とします。
(4) 契約保証金
　契約を締結しようとする者は、財務規則第129条の2の規程により、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結日までに契約担当者へ納めなければなりません。
　ただし、財務規則第129条の３（契約保証金の納付の免除）の規程により、全部又は一部の納付を免除された時はこの限りではありません。
(5) その他
ア　損害の賠償
　暴力団の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないこととする。
イ　妨害または不当要求に対する届出義務
　契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

12　問い合わせ先
愛知県都市・交通局航空空港課空港運営グループ　担当　村上
住所　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場
　　愛知県名古屋空港管理庁舎３階（郵便番号480-0202）
電話　0568-29-1604